

協定書（案）の事前協議について（報告） （令和2年6月10日送付分）

令和2年6月19日

大都市制度（特別区設置）協議会
事務局：副首都推進局

協定書（案）の事前協議の経過及び結果

経過

- 令和元年 12月26日 ・第31回協議会において「特別区設置協定書（案）の作成に向けた基本的方向性について」決定
・会長から協定書（案）の作成及び国との事前協議の開始の指示
- 令和2年 1月 6日 ・総務省あて事前協議を依頼
2月 5日 ・総務省から各府省の質問、意見等（1回目）の送付
2月18日 ・総務省に各府省への回答の送付
2月26日 ・第33回協議会において報告
3月30日 ・総務省から各府省の質問、意見等（2回目）の送付
5月25日、28日 ・総務省から追加送付
6月 3日 ・総務省に各府省への回答の送付
- 第34回協議会(R2.6.11)
報告済**
- 6月10日 ・総務省から厚生労働省の質問・意見（3回目）の送付**
6月12日 ・総務省に厚生労働省への回答の送付

<協定書（案）に対する質問・意見等>

【1回目】修正意見2件、記載事項の趣旨確認等に関する質問・意見31件

【2回目】記載事項の趣旨確認等に関する質問・意見4件

【3回目】修正意見1件（2頁参照）

➡厚生労働省から示された修正意見を踏まえて、協定書（案）の記載を一部修正する

**第34回協議会(R2.6.11)
報告済**

各府省からの協定書（案）の修正にわたる意見とそれに対する回答

項目	府省	質問・意見	回答
<p>本文六 特別区の設 置に伴う財 産処分</p>	<p>厚生 労働 省</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の既存債に関しては、国の債権管理上、母子父子寡婦福祉貸付金債権とともに特別区で一元的に管理されることが望ましいと考えていることから、協定書案の修正をご検討いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、母子父子寡婦福祉資金貸付金の承継先を特別区とし、協定書案を下記のとおり追加修正します。（下線部が追加修正部分）</p> <p>六 特別区の設置に伴う財産処分（法第五条第1項第3号関係） 2. 債務の取扱い （三）地方債の取扱い （1）既発債の承継先 既発債は、債権者保護と金融市場の秩序維持の必要性に鑑み、大阪府が承継することとする。ただし、<u>母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものについては、事務の分担に応じて特別区が承継することとする。また、既発債のうち大阪府からの借入金の取扱いについては、大阪府知事が別に定めるものとする。</u></p> <p>（3）一般会計等に属する既発債の償還負担 特別区の設置の日の前日において大阪市の一般会計及び政令等特別会計（<u>母子父子寡婦福祉貸付資金会計を除く。</u>）に属する既発債については、特別区の設置の日の前日における残高（大阪府が承継する公債償還基金に将来の償還財源として積立済みの額を除く。以下、各会計の既発債について同じ。）に係る償還経費を特別区と大阪府が負担する。この負担割合は、事務の分担に応じた割合を勘案して、特別区の設置の日が属する年度の前々年度の既発債の残高に基づいて定めるものとする。（以下略）</p> <p>※ また、これに伴い、別表第2-4（財産処分）及び第2-5（財産・債務目録）について、所要の修正を行います。</p>